

令和7年度

高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等防疫研修会

防疫体制について

- ・野生いのししの豚熱感染状況および対策**
- ・三重県における家畜伝染病発生時の防疫体制**

**令和7年7月31日
三重県農林水産部
家畜防疫対策課**

1

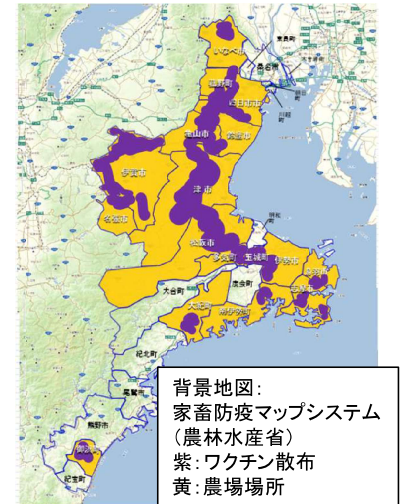
野生いのししの豚熱感染状況および対策

野生いのしし対策

経口ワクチン散布（R元年7月から散布開始）

令和3年度以降、散布場所は養豚場周辺で実施（右図）

- ・令和7年度計画：391地点×20個/地点×3回（※）
（※）回数時期
1回目：7月14日から8月13日まで
2回目：9月中旬から10月中旬（予定）
3回目：翌年1月中旬から2月中旬（予定）



豚熱浸潤調査（R元年6月から調査開始）

令和7年度における

計 画： 4,000頭

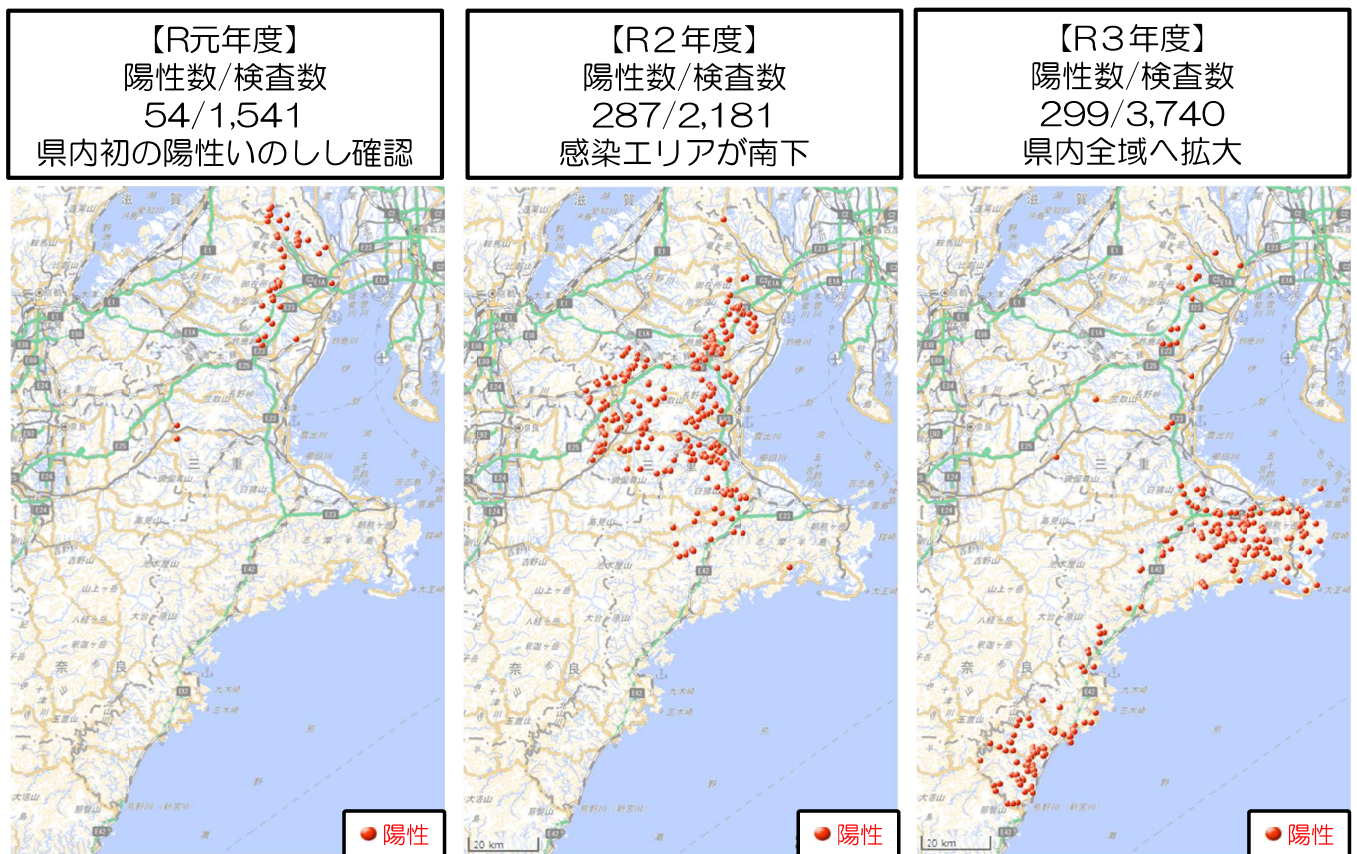
猟師への報償費：10,000円/頭

（成獣と幼獣の区別は無し）

対 象：有害鳥獣捕獲、または指定管理鳥獣捕獲の個体

3

R元年度～3年度までの野生いのしし豚熱感染推移

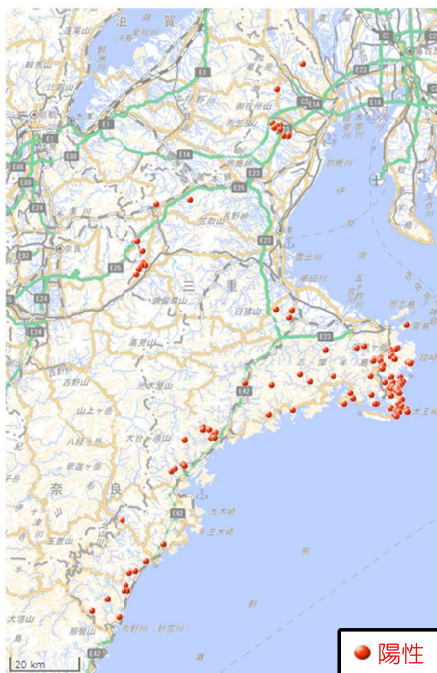


背景地図：国土地理院地図（国土交通省）

4

R4年度、R5年度の野生いのしし豚熱感染推移

【R4年度】
陽性数/検査数
153/4,805



【R5年度】
陽性数/検査数
89/3,767



背景地図: 国土地理院地図(国土交通省)

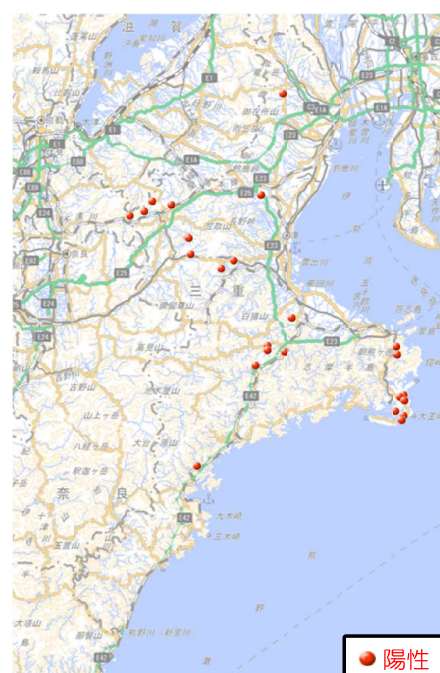
5

R6年度、R7年度の野生いのしし豚熱感染推移

【R6年度】
陽性数/検査数
208/4,061



【R7年度】
陽性数/検査数
66/611
令和7年度6月25日まで



背景地図: 国土地理院地図(国土交通省)

6

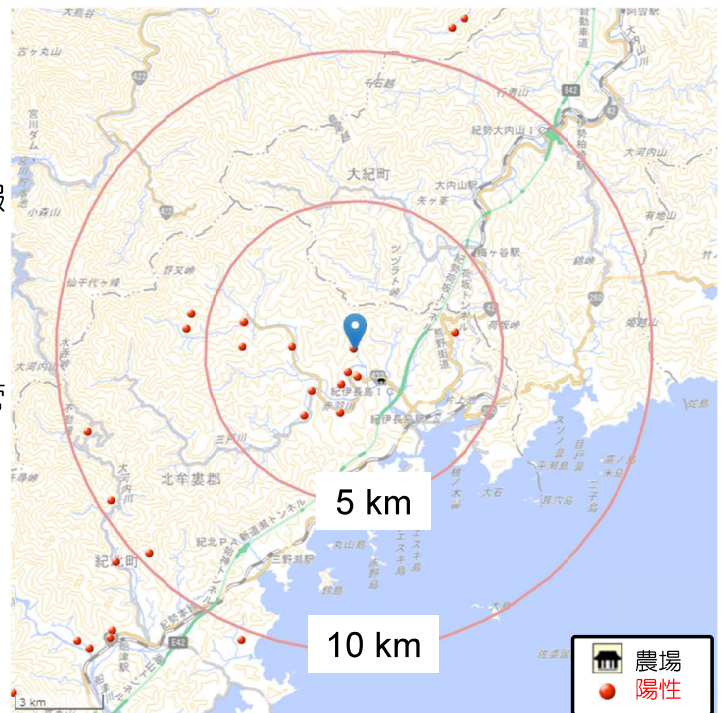
野生いのしし陽性確認後の対応

・県庁より各家畜保健衛生所に
報道資料や野生いのしし陽性情報

(右の地図(※))を提供する。

(※) 右の地図に示した養豚場や陽性情報
は、今回の発表のために作成した
ダミーの地図

・家畜保健衛生所は、養豚農家に飼養衛生管理
基準や侵入防止柵の再点検指示をする。



背景地図: 国土地理院地図(国土交通省)

7

三重県における家畜伝染病発生時の防疫体制

なぜ県が中心となり防疫対策をする必要があるのか？

→家畜伝染病予防法第3条の2第3項で 県の責務が規定されています。

＜家畜伝染病予防法第3条の2第3項抜粋＞

都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

- ① 家畜防疫のための方針の策定は国が責任を持って行い、これに基づく **具体的な措置は、県が中心となって行うことが基本**とされています。
- ② 感染が急速かつ広範囲に広がる疾病は、全国一律的に一定水準の防疫措置の確保が重要なため、特定家畜伝染病防疫指針が定められています。
- ③ **県は、同指針に基づく所要の措置を講じるものと規定**されています。
- ④ 市町の協力が効果的・効率的防疫措置に結びつく場合、**県は市町に協力を求めることができます。**

9

三重県高病原性鳥インフルエンザ（豚熱）対策対応マニュアル

- ・発生時には、農林水産省が定めた **「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」** または **「豚熱」に関する特定家畜伝染病防疫指針（国指針）** に基づき、防疫措置を実施
- ・国指針の措置実施にあたり、三重県での具体的対応体制は、 **「三重県高病原性鳥インフルエンザ／豚熱 対策対応マニュアル」（県マニュアル）** で定めている
- ・**県庁に対策本部、発生地管轄地域庁舎に現地対策本部を設け、防疫措置を実施**

高病原性鳥インフルエンザや豚熱は、伝播力が非常に強く、産業に及ぼす影響が甚大被害を最小限にとどめるためには・・・

- ▶ 感染源を断つ
- ▶ 病原体を根絶する



殺処分の実施

家畜防疫の基本

(1) 発生農場における防疫

発生農場の家畜・家さんは全て**殺処分**
汚染物品（卵、えさ、糞など）は**全て処分**



(2) 家畜等の移動規制

発生農場を中心とする原則**半径 3 km**以内の**移動制限**、
半径 3 ~ 10 kmの**搬出制限**



(3) 消毒ポイントの設置

畜産関係車両を対象に車両消毒を実施
原則として、**発生農場より 1 km, 3 km, 10 km**の**地点に設置**

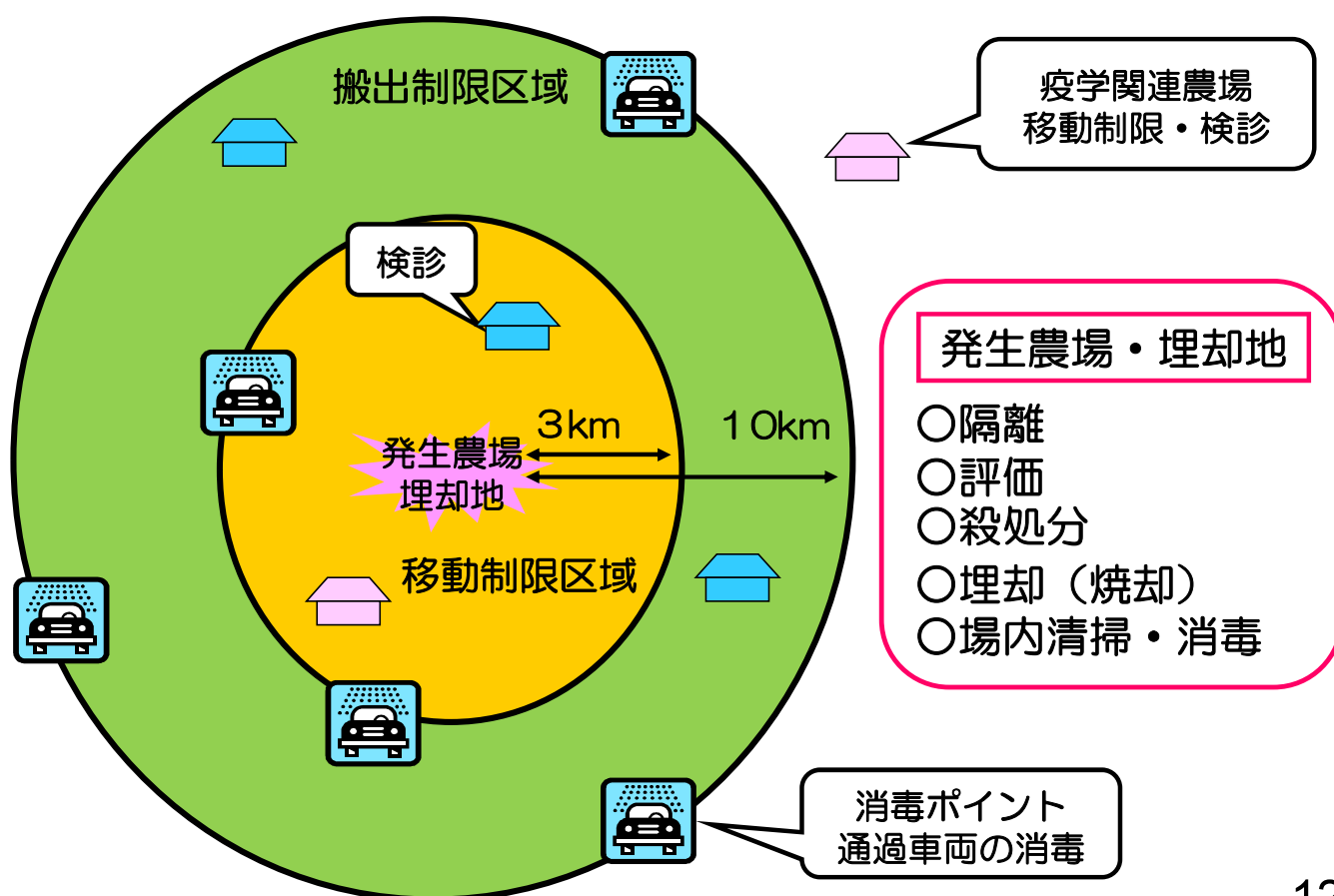


(4) 埋却作業について

殺処分家畜、汚染物品の埋却

11

高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動規制
消毒ポイント設置(消毒は豚熱発生時も実施)



県庁に対策本部を設置、防疫の円滑な推進を図る

本庁対策本部

本部長
知事

副本部長 副知事、危機管理統括監

主任本部員 農林水産部長

本部員 県庁各部局長 病院事業庁長
教育長 警察本部長 企業庁長

総務調整班

防疫対策班

移動規制班

経営支援対策班

焼埋却対策班

交通規制対策班

健康対策班

消費者対策班

13

発生地管轄地域庁舎に現地対策本部を設置、防疫措置を実施

現地対策本部

本部長(危機管理地域統括監)

副本部長(農林水産事務所長、家畜保健衛生所長)

本部員: 地域機関の長、警察署代表、関係市町代表、農業協同組合代表

総務調整班

健康対策班

防疫対策班

移動規制班

焼埋却対策班

交通規制対策班

総務調整、
派遣支援、
情報収集、
資材管理

防疫作業従
事者の健康
管理

発生農場
の防疫措
置

移動規制
区域、消
毒ポイント
設定

建設業協会
への堀削業
務発注、堀
削指導

車両等交通
規制箇所の
設営及び管
理・運営

14

高(低)病原性鳥インフルエンザ発生時のステージ別対応

防疫ステージは全部で4！

第1ステージ (例：9:00～10:30)	第2ステージ (10:30～12:00)	第3ステージ (12:00～0:00)	第4ステージ (0:00～)
【定義】 異常鶏通報から 農場での簡易検査開始 まで	農場簡易検査が陽性で 検査材料を精密検査施 設（中央家保）に運び 入れるまで	中央家保での簡易検査 陽性から遺伝子検査の 結果が出るまで	遺伝子検査陽性から防 疫措置終了まで
他の疾病の 可能性あり	A型インフルエンザの 可能性大	H5かH7かの最終確認	H5か7で 疑似患畜確定 (最終確定と病原性判定は国)
(主な現場準備)	【全体】 関係機関への連絡 【資材班】 テント設営等の準備	【全体】 ・先遣隊の派遣 【資材班】 ・資材搬入, 消毒ポイント設営準備 【焼埋却班】 ・埋却委託契約	【全体】 ・防疫措置開始 【焼埋却班】 ・埋却溝の掘削作業、 埋却作業 ・焼却の場合は焼却場 所への移動、焼却処 分

(各ステージの時間設定例は、あくまで基本想定で、農場所在地等により実働時には、常に修正が生じます) 15

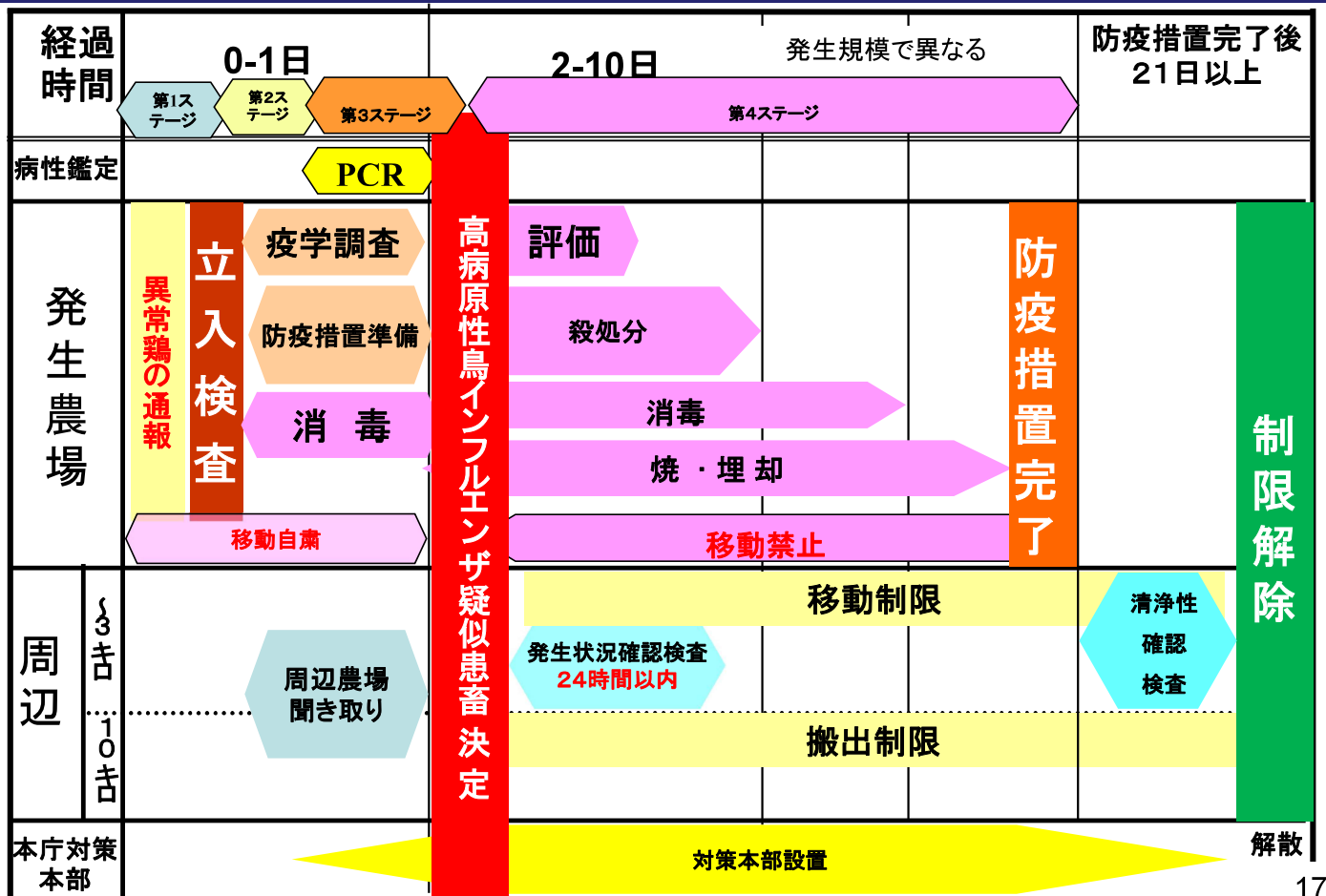
豚熱発生時のステージ別対応

防疫ステージは全部で4！

第1ステージ (例：9:00～11:00)	第2ステージ (11:00～15:00)	第3ステージ (15:00～40:30)	第4ステージ (40:30～)
【定義】 異常通報から 農場での臨床検査まで	臨床検査で豚熱を否定 できず、検査材料を精 密検査施設（中央家 保）で検査を行うまで	中央家保での検査で豚 熱が強く疑われてから、 国の検査で確定するま で	国の検査で豚熱発生が 確定してから防疫措置 終了まで
他の疾病の 可能性あり	解剖検査 豚の血液検査	中央家保でPCR実施 国に検体送付	最終判定は国が実施
(主な現場準備)	【全体】 関係機関への連絡 【資材班】 資材発注計画の点検	【全体】 ・先遣隊の派遣 【資材班】 ・資材搬入, 消毒ポイント設営準備 【焼埋却班】 ・埋却委託契約	【全体】 ・防疫措置開始 【焼埋却班】 ・埋却溝の掘削作業、 埋却作業 ・焼却の場合は焼却場 所への移動、焼却処 分

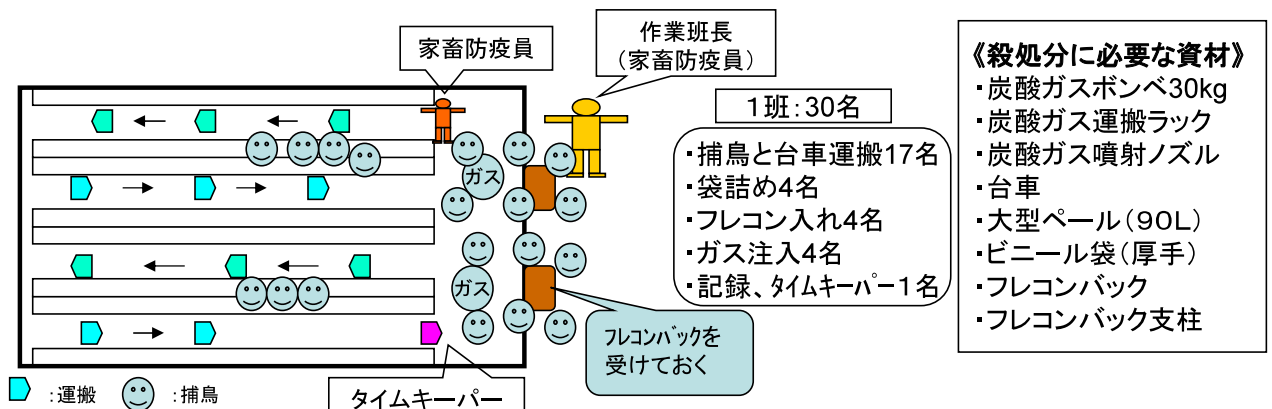
(各ステージの時間設定例は、あくまで基本想定で、農場所在地等により実働時には、常に修正が生じます) 16

防疫措置終了までのスケジュール



17

殺処分の手順(ケージ飼い鶏舎)

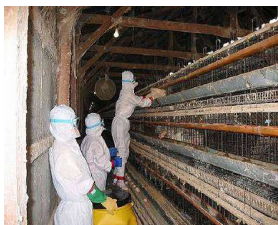


・鶏の羽根、脚、又は首をつかみ、ケージから取り出す。

・台車に乗せたペールに鶏10羽を入れる

・炭酸ガス注入場所に移動し、炭酸ガスを5-10秒注入。2分間程度放置。

・死亡した鶏をペールから出し、厚手のビニール袋に移し口を縛る。袋ごとフレコンバックに詰め込む。





防護具をきちんと着用するように

19

PPE(personal protective equipment)(個人防護具)一式

作業時の服装

- ・ 着衣:動きやすく、肌を露出しない
- ・ 脱衣:病原体の拡散防止

農場行き帰り時



動きやすい服装

休憩時



+内側防護服

防疫作業時



- +外側防護服
- +内外手袋
- +マスク
- +帽子
- +ゴーグル
- +長靴

20

○防疫資材の備蓄

- ・20万羽飼養農場での
防疫作業に必要な資材を
中央家畜保健衛生所(津市)に備蓄
(海上コンテナ40ft:9基、20ft:6基)



備蓄品 (151品目)

- ① 必須物品かつ中・長期的に備蓄可能 → 防護服、マスク、ゴーグル etc
- ② 発生時に直ちに使用 → ブルーシート、薬液タンク etc
- ③ 購入手続きに時間を要する → ガスボンベホーン、動力噴霧機 etc

緊急調達品(備蓄にそぐわない物品)

炭酸ガスボンベ、消石灰、簡易トイレetc

21

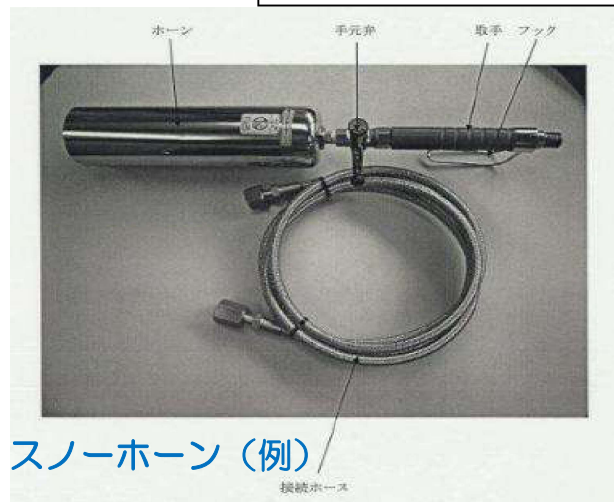
液化炭酸を取り出すための工具等

三重県高圧ガス溶材組合提供資料



サイフォン管付
液化炭酸ガス容器
塗色は緑色

ボンベ台車



スノーホーン (例)



容器弁開閉
ハンドル (T型)



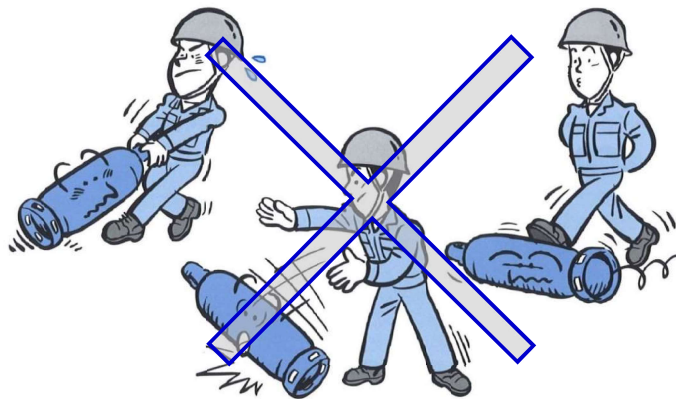
これ以外に凍傷防止のために厚手の軍手
やスノーホーン取付工具 (必要な場合)

22

炭酸ガスボンベの作業所内の移動時の注意事項

三重県高圧ガス溶材組合提供資料

②引きずったり、倒したり、横にして転がしたり、ぶつける等乱暴に取り扱わないでください。



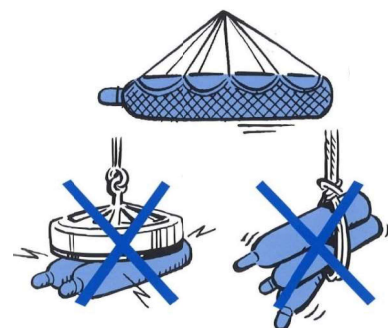
③作業所内の移動は、専用の手押し車等で行ってください。他の車で移動する時は、バルブ及び保護キャップが車の架台等に触れないように固定してください。



④手で移動する場合は、容器をわずかに傾け、保護キャップを手で支えて容器の底の縁で転がすようにしてください。



⑤クレーン等を用いて容器を移動する場合は、容器を安全に収納することのできるカゴ等を用い、電磁石や吊り鎖、ロープ等を直接使用しないでください。



23

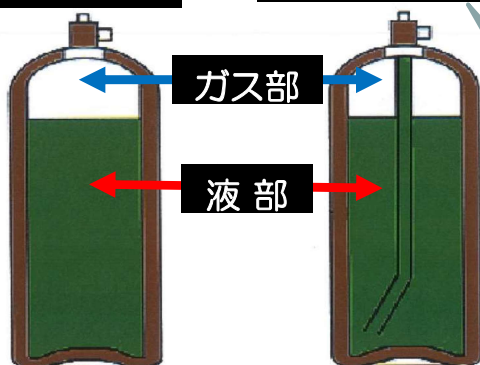
③二酸化炭素(炭酸ガス)の温度による危険性(リスク)

三重県高圧ガス溶材組合提供資料

- ドライアイス**は、マイナス80℃と非常に低温です。
- 原料の**液化炭酸ガス**、**排気する炭酸ガス**も低温です。
- 液化炭酸ガス、ドライアイスだけでなく、それらが接する**ガスホース**、**スノーホーン**等も低温になります。
- これらに**素手で触ると凍傷になる恐れがあります**ので、スノーホーンを使用する際は、**厚手の軍手などを使用し**、凍傷の予防をしてください。

一般容器
ガスで取り出す

サイフォン管付容器
液で取り出す



こちらを使用
しますので、
凍傷には
特に注意を

液化炭酸ガス容器
塗色は緑色



24

発生農場で防疫作業を行う人の健康管理は？

- 高病原性鳥インフルエンザは、適切な対策をせず感染鶏に濃厚接触をした場合、人への感染が可能性が指摘されています。
- このため、発生農場内で防疫作業従事者の健康管理は重要であり、以下の対策により、感染予防及び万が一の感染に備えた対策を行っています。

1. 防疫作業従事前の健康調査

健康調査確認票により、体調不良時の防疫作業従事を予防します。

2. PPEによる防疫作業時の感染予防

防護服、手袋、マスク、ゴーグル、長靴等の個人用防護具（personal protective equipment (PPE)）の装備により、感染鶏からの感染を防御します。

3. 防疫作業終了後の健康状況調査

防疫作業終了後に、健康状況調査個人表により健康状態の調査を実施します。
なお、健康相談を希望する方及び抗ウイルス薬の処方を希望される方は、保健所で相談することが可能です。

4. 帰宅後の追跡調査

防疫作業従事後10日間は、作業等健康状況記録表により毎日の健康調査を実施します。

25

防疫業務に従事するとき

前日は十分睡眠をとり、飲酒は控える

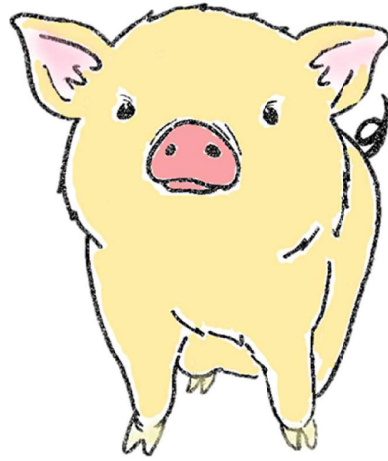
体調不良などの場合は、事前に申し出ること
（所属長や当日移動中のバス等で）

特に季節性インフルエンザに罹患している場合は防疫作業を避けること

適切なPPE（個人防護具）の着用をすること

26

鳥インフルエンザ防疫のあとは鳥類、
豚熱防疫のあとは豚、いのしし等との
接触を避けましょう



ご清聴ありがとうございました